

議案第18号

宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 経緯

令和7年度税制改正の影響で、介護保険法施行令が改正され、令和8年4月1日に施行されることに伴い、関連する宝塚市介護保険条例の一部を改正するものです。

2 改正内容

(1) 附則の追加

附則に「令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例」、「令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例」を追加します。

(2) 減免について

申請書の提出を条件としていましたが、職権による減免実施に対応できるようにだし書きを追加します。

3 改正理由

令和7年度税制改正の影響（給与所得控除の見直し）により、第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）における一時的な保険料収入不足を防ぐ趣旨で介護保険法施行令が改正され、保険料率の算定に関する合計所得の額の算定方法の特例並びに保険料率の算定に関する市町村民税世帯非課税者及び市町村民税が課されていない者の基準の特例を設けることについて、国から参考条例が示されたため、令和8年4月1日から施行の条例改正を行うものです。

4 改正による影響について

附則の追加によって、第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）における一時的な保険料収入不足が発生しないようになります。

減免の実施については、国から特例減免の実施について示されていますが、宝塚市の対応については現時点で未定です。阪神間の状況やベンダーのパッケージの内容も踏まえ、令和8年7月の当初賦課までに判断します。